

「放送コンテンツ制作取引適正化に関するガイドライン」 の改訂に向けた論点案

- (1) 著作権の帰属について
- (2) 適正な製作費について
- (3) 就業環境の適正化
- (4) その他

(1) 著作権の帰属について

御意見・御指摘

- 「放送コンテンツ制作取引適正化に関するガイドライン（第7版）」の典型例が出来たことで、色々と整理しやすくはなっているが、それにはまらない事例もあり、正直有効に活用されていないと考えている。【コンテンツWG第5回会合（R5年4月24日）ATPヒアリング】
- 著作権の帰属は、非常に難しい問題である。著作権法では、「発意と責任を有する者」に著作権が帰属することになっているが、何が「発意」なのか、「責任」なのかは神学論争的な深い議論になってしまう。NHK や民放各局とも話し合いをさせていただきながら、お互いが納得する形で帰属を考えていきたい。【コンテンツWG第5回会合（R5年4月24日）ATPヒアリング】
- 放送番組の制作委託であり、通常放送事業者から制作会社へ制作委託をする際、完全制作委託型番組については制作会社に著作権が帰属するとされており、ガイドラインでも重要な点であるが、これを免れるために、放送事業者が制作会社へ委託ではなく、派遣社員、すなわちフリーランスと直接契約するといった一種の偽装請負のようなことが行われることがないように、規制の潜脱に目を光らせていただきたい。【コンテンツWG第8回会合（R5年8月9日）林構成員】
- 書面交付や著作権の帰属に関する協議について少しずつ改善をしてきていると思う。他方で、協議をしないまま著作権の帰属が決まっていることが実際にある。協議が必要となってくるようなものも当然出てくるので、しっかり行う必要がある。【第21回検証・検討会議（令和4年12月23日）構成員意見】
- 契約形態及びそれに紐付く著作権の帰属等の関係を整理（当該整理された表を「著作権の帰属等整理表」という。）しガイドラインに掲載されたことで、基本的な類型が分かりやすくなったことは大きく評価すべき。分類へ当てはめるべく答えありきの協議にならないよう、双方が受注・発注の入り口の段階で十分に協議を行うことがより重要であるという基本スタンスを改めて双方で認識していきたい。【第16回検証・検討会議（令和2年9月25日）構成員意見】
- 著作権の帰属についてどうしても不明確である場合、法律の解釈論の原則では、権利は共有であることになり、その比率は案分になる、つまりイーブンと解釈される可能性が高いため、やはり著作権の帰属は事前に明確にしておくべき。【第16回検証・検討会議（令和2年9月25日）構成員意見】
- 今回著作権の帰属について整理し、類型化したことは大きな成果であるが、この整理表の背後には、従来から今もなおいろいろな議論があるということを忘れてはいけない。類型化すると、それが独り歩きしてしまうデメリットもあるため、常に原則へ戻ってよく考える、取引当事者間でよく議論する、ということは大事なことである。【第15回検証・検討会議（令和2年7月28日）構成員意見】

(2) 適正な製作費について

御意見・御指摘

- 適正な制作費について、放送業界は民放も含めて削減・下落傾向にある。コンテンツの適正な制作・取引を考えると、ATP としては、まず企画ごとに積上げ方式で必要な費用を実現してほしいと思っているが、なかなか実現せず、設定した予算からの逆算になっているケースがほとんどである。そうすると、制作会社の管理費の確保すらできない状況になり、管理費を削ってそこで埋めるようになっている。【コンテンツWG第5回（R5年4月24日）ATPヒアリング】
- 単にルールを執行すれば良いということではなく、ビジネスモデルとして成り立っていくようにしないと、誰かにしわ寄せが来ることになってしまう。適正な制作費の実現について、放送業界全体としてのパイの増加と、その配分を考えて議論していかなければならない。【コンテンツWG第5回（R5年4月24日）落合構成員】
- 特に気になったのは、東京とローカルとの差。地方の放送局のほうがなかなかこのガイドライン含め浸透度が低いと感じた。ローカル民放局の経営環境の悪化ということがいろいろなところで指摘をされており、このガイドラインのことも含めて、ローカル民放に、より社会全体の状況が変わっていていることを御認識いただき、または、同一労働・同一賃金ということを浸透させていくということが重要なのではないかと。【第21回検証・検討会議（R4年12月23日）構成員意見】

(3) 就業環境の適正化

御意見・御指摘

- 制作会社における研修の機会が多くないことであり、協業の場をうまく支援、展開することが日本のコンテンツ制作に資する取組になると考えている。加えて、放送コンテンツの制作者の倫理的な部分を教育する場を用意することも重要だと考える。【第8回コンテンツWG（R5年8月9日）音構成員】
- ガイドラインの改訂については、実態調査を踏まえた突き詰めた検討が必要。また、制作現場における働き方改革については、社会規範の変遷を受けてガイドラインを考え直していくことが必要ではないか。【第8回コンテンツWG（R5年8月9日）山本主査】
- Netflixからのヒアリングでは、世界で競える作品づくりの課題として、人材育成、脚本、演技力を含めた制作力が弱いという話や、テクノロジーについて十分導入できていないのではないかといいた体制に関する話をうかがった。経済インセンティブが回る形、ブラック労働に従事するという形になってしまうとなかなか投資するところにもできないし、人材も離れていってしまうと思う。【放送業界に係るプラットフォームの在り方に関するタスクフォース第2回会合（R5年6月29日）落合構成員】
- 全体としてこのアンケート調査が継続的に行われていることが現場の改善につながっていくという連動がもう少し必要なのではないかと。現場の改善と人材育成のことはすごく連動すると思っており、この会議体ではないが、やや長期的な戦略が非常に重要だろうと認識している。【第21回検証・検討会議（R4年12月23日）構成員意見】

(4) その他

御意見・御指摘

- 下請法の対象となっていない取引でも3条書面と同様の書面交付が望ましいと考えている。ガイドラインでは現場のワークフローを妨げるおそれがあるという反対論が強いこともあり、契約が成立したことを客観的な記録を残すことを推奨する記載ぶりとなっている。一方で、下請法の対象とならない取引において書面の交付を推奨することは、当事者間の認識の乖離を縮めることにもつながりうるので、ぜひ検討していただきたい。【第8回コンテンツWG（R5年8月9日）林構成員】
- ガイドライン直接の射程ではないが、権利処理について、一部の放送コンテンツは本来実演家が受け取るべき対価が支払われていないという指摘がある。ハリウッドのストライキでも同様の実態がある。製作会社が制作する放送コンテンツは、商慣習上ワンチャンス主義があり、実演家の対価は製作段階で支払われる1回限りで権利は消滅することになっている。放送事業者が制作する放送コンテンツはオールライツと称して、二次利用に関する全ての権利を対価を支払わずに買い取るという実態も存在すると聞く。こうした点も含めて実態調査の徹底をお願いしたい。【第8回コンテンツWG（R5年8月9日）林構成員】